

報道関係 各位

発表日 平成 29 年 6 月 26 日  
照会先 保健医療部 衛生薬務課薬務室  
電 話 098-866-2055

## 沖縄県内における向精神薬処方せん偽造事件

沖縄県保健医療部衛生薬務課は、向精神薬を詐取する目的で、浦添市内の診療所から交付された向精神薬処方せんを偽造した麻薬及び向精神薬取締法違反事件について、九州厚生局沖縄麻薬取締支所の協力を得て捜査し、本年 6 月 21 日、那覇区検察庁上席検察官あて書類送致した。

### 1. 被疑者

住居：沖縄県読谷村 職業：無職 年齢：32 歳 性別：男性

### 2. 罪名

麻薬及び向精神薬取締法違反  
同法第 7 2 条第 4 号

### 3. 犯罪事実

被疑者は、偽造した向精神薬処方せんを薬局に提出行使して向精神薬を不正に入手しようと計画し、沖縄県浦添市所在の診療所の医師が被疑者に交付した向精神薬レキソタン錠 5 5 m g、ロヒプノール錠 2 2 m g 及びソラナックス錠 0. 4 m g 錠の記載された向精神薬処方せんを、平成 29 年 2 月に沖縄県内において何らかの方法で 1 枚、同年 3 月、沖縄県内のコンビニエンスストア内に設置されたデジタルカラー複合機を用いて、2 枚複写し、不正に向精神薬処方せんを偽造したものである。

### 4. 参考

#### ①麻薬及び向精神薬取締法

第 7 2 条 次の各号の一に該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

4 向精神薬処方せんを偽造し、又は変造した者

#### ②全国における向精神薬の詐取件数

平成 27 年 5 2 件（平成 26 年 8 8 件）